

岐阜県外国人観光客受入環境整備事業費補助金 （質問と回答）

平成28年9月

（公表日以降、いただいた質問は、随時追加します）

**1 交付申請について**

Q これから交付申請をしようと思いますが、すでに購入や発注した備品・消耗品や設置した設備は対象になりますか？

A 既に購入や発注している備品・消耗品や、着工している、または設置済みの設備は補助金の対象外です。

Q （消費税免税店整備事業について）消費税免税店許可を申請中ですが、交付申請できますか？

A 消費税免税店許可申請中の補助金交付申請も可能ですが、実績報告書の提出までに消費税免税店許可を得ている必要があります。実績報告書に許可証の写しを添付していただきその確認をしてから補助金を交付します。

Q （消費税免税店整備事業）まだ消費税免税店申請をしていますが交付申請できますか？

A できます。ただし、実績報告書の提出までには消費税免税店許可を得ている必要があります。実績報告書に許可証の写しを添付していただき、その確認をしてから補助金を交付します。

Q （消費税免税店整備事業）既に消費税免税店許可を取得していますが、必要備品等円滑な運営のため整備をしたいのですが交付申請できますか？

A 免税店許可を取得済みであっても、必要と認められる経費であればできます。個別に回答しますので、ご連絡ください。

Q 申請書の正式受理日はどうやって分かるのですか？

A 受理日は岐阜県観光誘客課から申請者にメールまたはFAXで連絡します。申請書等をチェックし不備がなければ受理となります。

Q 申請書等に不備があった場合は、どうなりますか？どの時点で知らせてくれるのですか？また、どのような形でやり取りするのですか？

A 申請書等をチェックし不備があれば、その時点でメール・FAX・電話あるいは郵送等にて修正を依頼します。

Q 国の補助金と一緒に申請することは可能ですか？

A 申請することは可能ですが、申請中である点を申請書に記載してください。また、国補助金の補助対象経費になった部分は、当補助金の補助対象経費とはなりませんので、採択された事実が明らかになった時点で、すぐにご連絡ください。

Q 国以外の補助金と一緒に申請することは可能ですか？

A 該当事項があれば、個別に回答しますので、ご連絡ください。

Q 申請書の印鑑は実印ですか？

A 法人の場合は、法人印と代表者印を押印してください。個人の場合は、実印でなくても結構です。

Q 記載を間違えたところがありますが、どのように修正すれば良いですか？

A 間違った箇所に二重線を引き、その上に訂正印を押してください。修正液での訂正は不可です。

## 2 補助対象者、補助対象経費について

Q NPO の申請は可能ですか？

A 可能です。なお、地方自治体は申請ができません。

Q 中古品の購入、設置は補助対象となりますか？

A 対象となりますが、実績報告にあたって領収書に写しの添付が必要となります。

Q いくつかの施設を運営していますが、それぞれ補助を受けられますか？

A 施設ごとに補助を受けることができます。ただし、同一申請者による区分ごと（消費税法免税店開設準備事業、多言語化整備事業、Wi-Fi環境整備事業）の累計補助額は、それぞれ400千円が上限となります。

Q 「施設」とはどのような単位のことですか？

A 施設の名称も考慮し、客観的に別々の施設と考えられるかどうか、個別に判断します。

Q 見積書は写しでもよろしいか？

A 写しも可とします。

## 消費税法免税店開設準備事業について

Q 備品・消耗品であれば何でも対象となりますか？

A 消費税法免税店開設準備・運営に必要なものが対象となります。免税販売のため専用カウンタ

一を設けるための備品や、免税販売の要件を満たすための専用包装袋、箱等は対象となりますが、免税販売で使用しない備品・消耗品は対象となりません。

Q 消耗品（箱、袋）を購入予定ですが、インターネットサイトの画面で品目概要と購入予定金額が分かるものをプリントすれば見積書の代わりと認められますか？

A 品物の概要、個々の金額が分かるページをプリントし添付してあれば認めます。

### **多言語化整備事業について**

Q 既に英語表記の案内等がありますが、これを、英語以外の複数の言語を含む案内等に改修する場合は対象となりますか？

A 対象となります。

Q パンフレットを多言語に改修する場合は対象となりますか？

A パンフレットなどの印刷物は、翻訳に要する経費のみが対象となり、それ以外の印刷、製本等にかかる部分は対象となりません。パンフレット改修の見積書は、翻訳経費が確認できる表記（内訳書）としてください。

Q 個々の商品の説明文を外国語表記するが図面は必要ですか？

A 事業計画書の「事業内容」欄に、どのような表記物か分かるような説明がしてあれば、このような軽微なものの場合、図面は不要です。

### **Wi-Fi環境整備事業費**

Q 既に導入したWi-Fi 設備を更新したり、利用可能範囲を広げるための設備の追加整備は対象となりますか？

A 新規に購入する機器にかかる経費は対象となります。ただし、既整備の機器の廃棄費は対象外となります。

Q Wi-Fi 機器自体がリース（レンタル）で対象とならない場合、Wi-Fi を利用可能とするための工事費だけでも対象となりますか？

A 設置工事費だけでも対象となります。

Q 全館のWi-Fi整備ではなく、公共のロビー等施設の一部のみの整備でも対象となりますか？

A 対象となります。

### **3 実績報告書について**

Q 「事業完了日」とはどの状態になった日を指しますか？

A 整備の完了（備品・消耗品の納入、設備設置工事の完了）、及び整備にかかる経費全額

の支払いが完了した日とします。

Q 事業はいつまでに完了する必要がありますか？

A 平成29年2月28日までに補助事業が完了しないと、補助金は受け取れません。

Q 「実績報告書」はいつまでに提出する必要がありますか？

A 補助事業の完了から30日以内に提出する必要があります。

#### **4 補助金の交付請求について**

Q 「補助金の交付請求」はいつから出来ますか？

A 県から、補助金額の確定通知書が届き次第、速やかにご提出ください。

Q 補助金の振込口座は、家族名義の口座でも受け取れますか？

A 補助金の振込みは申請者ご本人名義の口座のみです。

Q 補助金は、いつごろ受け取ることができますか？

A 補助金の交付請求書の提出から、約3週間かかります。なお、県から振込みが行われたことを知らせる文書は送付しません。

#### **5 その他**

Q 立ち入り検査を行うことはありますか？

A 必要に応じて実施します。